

地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会の 今後の進め方（案）

- 第1回では各構成員から、地域における保育所・保育士等の在り方について御意見を言っていただく。
その上で、第2回では、第1回での議論を踏まえ、主な論点や目指すべき方向性について整理をする。
また、夏以降に、当該整理を踏まえ、具体的な議論を進め、年末までにとりまとめを行う。
- 本検討会における議論については、子ども家庭福祉施策全体としての対応を検討する観点から、「社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会」に報告しつつ、同専門委員会の間接整理・とりまとめにも適宜反映していく。
- また、本検討会の議論を進める際には、内閣府に設置されている子ども・子育て会議に本検討会の議論を報告しつつ、子ども・子育て会議での意見も本検討会の議論に適宜反映していく。

社会的養育専門委員会の今後の進め方（案）

- 平成28年5月に成立（平成29年4月施行）した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）は、
 - ・ 児童福祉法の理念、国・都道府県・市町村の役割の明確化
 - ・ 家庭的養育の推進
 - ・ 市町村への母子健康包括支援センターや子どもや家庭への支援を行う拠点の設置・整備などを内容とし、同改正法による改正事項については、施行の5年後（令和3年度内）を目途に検討を行い、必要な措置を講ずることとされている。

- また、令和元年6月に成立（令和2年4月施行）した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第46号）では、
 - ・ 一時保護その他の措置に係る手続の在り方
 - ・ 児童福祉の専門知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策については、同改正法の施行の1年後（令和2年度内）を目途に、
 - ・ 児童の意見表明権を保障する仕組みその他の児童の権利擁護の在り方などについては、同改正法の施行の2年後（令和3年度内）を目途に検討を行い、必要な措置を講ずることとされている。

- このため、まず、令和元年の児童福祉法等の改正法の検討規定に基づく検討状況の報告、家庭をとりまく環境に関する課題の整理、自治体や関係団体（民間の子育て支援団体、ソーシャルワークの資格団体等）からのヒアリングなどを行う。（別紙1、2参照）

- その上で、別途設置予定の「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会（仮称）」における議論の状況も踏まえ、本専門委員会として、今後の取組みの方向性を整理（中間整理）する。

- そして、夏以降に、今後の取組みの方向性（中間整理）を踏まえた具体的議論を行う。

- 検討期限との関係で、年末には最終的に本専門委員会としてとりまとめを行う。